

経営バイタル の強化書 KEIEI VITAL

「業務改善助成金」の拡充

原材料費高騰により利益率が減少した事業者や 最低賃金が低い事業者への 支援が拡充されました

厚生労働省は令和4年9月1日から事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するための「業務改善助成金」制度の拡充を行います。

また、原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成範囲の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなどの支援拡充を図ります。



新型コロナウイルス感染拡大がおさまりつつありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者は業種によってはまだまだ多く、人材確保や経営の立て直しが必要になってきています。併せてウクライナでの戦争等に伴う原材料費高騰の影響についても予断を許さないところです。最低賃金の引き上げは必要となりますが、助成金の活用により経営の立て直しの端緒としてはいかがでしょうか？

1 業務改善助成金と特例の拡大

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

業務改善助成金には、通常コースと特例コースがあり、令和4年9月1日から通常コースの特例対象事業者・対象経費が拡充され、業務改善助成金特例コースの受付が再開されるとともに、物価高騰等により利益率が減少した事業者を対象とするなどの拡充が行われています。

通常コースは、①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内、②規模100人以下の中小事業者が、生産性向上のための設備投資等により賃上げを行う場合、引き上げ額及び引き上げる労働者数ごとに決められた助成上限額の範囲で助成を行う制度で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。令和4年9月1日からの特例の拡大により、原材料費高騰等の要因により利益率が減少した事業者の特例が適用されることになり、新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者の要件も緩和され、特例を受けやすくなりました。

特例コースでは、申請期限、賃上げ対象期間が延長され、対象となる事業者・助成対象経費が拡大されています。

2 業務改善助成金（通常コース）

業務改善助成金（通常コース）の拡充のポイントは、【図1】※1（次ページ）の1.特例対象事業者の拡大と2.最低賃金が低い事業者への助成率の引き上げとなっています。

申請の方法は、①業務改善計画（設備投資などの実施計画）と賃金引上計画（事業場内最低賃金の引上計画）を記載した交付申請書（様式第1号）を作成し、都道府県労働局に提出、②都道府県労働局の審査・承認、助成金交付決定、③業務改善計画に基づく設備投資等の実施と賃金引上計画に基づく最低賃金の引き上げを実施、④事業実績報告書を作成し、都道府県労働局に提出、⑤都道府県労働局の審査・助成金額の確定・通知、⑥助成金額を請求し、支払いを受ける となっています（【図2】※2（次ページ））。

申請の方法については、業務改善助成金の概要とともに、動画で確認することもできます※3、賃金引き上げや人材不足解消に向けた雇用管理改善については、「働き方改革推進支援センター」に無料で相談することもできます※4。

また、リーフレット形式で業種別に業務改善助成金導入の活用事例集が紹介されており、例えば小売業におけるPOSレジス

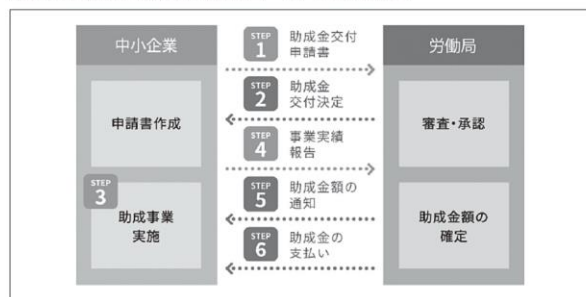
テム導入による在庫管理の短縮、福祉業におけるリフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮、飲食サービス業における顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化、専門家のコンサルティングによる業務フロー見直しによる顧客回転率の向上（コンサルティング導入や人材育成・教育訓練に係る費用も助成対象となります）などが公表されています※5。

生産性を向上させた場合は、助成率の割増を受けることができます※6、生産性向上をどのように行えばよいかの事例集も公表されています※7。

【図1】業務改善助成金（通常コース）拡充のポイント※1



【図2】業務改善助成金（通常コース）申請の方法※2



3 業務改善助成金（特例コース）

業務改善助成金（特例コース）の拡充のポイントは、【図3】※8の1.申請期限と賃上げ対象期間の延長と2.対象となる事業者の拡大と助成率の引き上げとなっています。

特例コースの対象となる事業者については、以下の要件をいづれも満たす必要があることに注意が必要となります。

- ①以下の(1)または(2)のいずれかを満たす事業者であること
(1)新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を

示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
・比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
・比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期

(2)原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者

②令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります）。

また、支給要件についても、以下の要件をいづれも満たす必要があります。

①就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること（就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます）。

②生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと

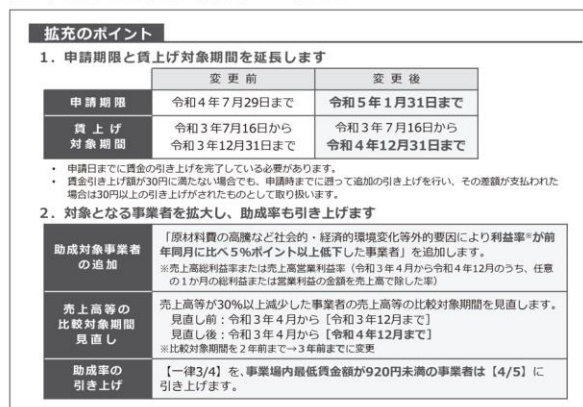
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

申請の方法については、通常コースと同様申請書を作成し、都道府県労働局に提出しますが、次の事実を証する添付書類の作成・提出も必要となります。

- ①売上高等が30%以上減少したこと
又は利益率が5%ポイント以上低下したこと
②令和3年7月16日～令和4年12月31日の間に30円以上賃金を引き上げたこと

新型コロナウイルス感染状況の蔓延が落ち着いてきつつあり、関連する助成金や融資制度も少なくなってきました。人材確保や経営立て直しを検討する中で、生産性の向上と併せて最低賃金についての見直し等、検討してみたいかがでしょうか。最低賃金については、厚生労働省が特設サイトを開設し、最低賃金についての説明や都道府県ごとの最低賃金について公表していますので、併せて確認しておくといでしょう※9。

【図3】業務改善助成金（特例コース）拡充のポイント※8



※1「業務改善助成金（通常コース）のご案内（PDF）」（URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000984150.pdf>）

※2「業務改善助成金のご案内」厚生労働省（URL: <https://pc.saiteichingin.info/chusyo/>）

※3「業務改善助成金の概要、申請方法動画」（URL: <https://pc.saiteichingin.info/chusyo/movie.html>）

※4「働き方改革推進支援センターのご案内」（URL: <https://pc.saiteichingin.info/chusyo/zenkoku.html>）

※5「活用事例集」（URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html）

※6「労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます」（URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>）

※7「生産性向上のヒント集（PDF）」令和4年3月版（URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000935033.pdf>）

※8「業務改善助成金（特例コース）のご案内（PDF）」（URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000984393.pdf>）

※9「必ずチェック最低賃金」（URL: <https://pc.saiteichingin.info/>）